

大口町告示第28号

大口町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等給付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月26日

大口町長 鈴木雅博

大口町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等給付金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等給付金交付要綱（平成30年大口町告示第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「対象とならない者」の次に「(医師が補聴器等の装用の必要を認めた場合を除く。)」を加える。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

大口町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等給付金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(給付対象者)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で 身体障害者手帳の交付の対象とならない者 <u>(医師が補聴器等の装用の必要を認めた場 合を除く。)</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(給付対象者)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で 身体障害者手帳の交付の対象とならない者</p> <p>2・3 略</p>